

令和5年度日南町予算編成方針

1. 国の動向

政府は、世界を一変させた新型コロナウイルス感染症や力による国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵攻など、世界を取り巻く環境・構造変化が生じるとともに、国内においては輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時にそして複合的に押し寄せているとした。

そのうえで「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる「骨太の方針」において、我々に求められるのは、「課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動することである」とし、その実現に向けた重点投資分野として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」を5つの柱として、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

この方針に基づき、令和5年度国家予算の概算要求は、歳出改革の取組を進めつつ、感染症対策、原油価格・物価高騰対策をはじめ、新しい資本主義の実現などの重要な政策については重要政策推進枠を措置するとし、事項要求も可能とした結果、一般会計における各省庁の概算要求総額は110兆484億円で、過去2番目の水準となっている。

また、総務省の概算要求では、令和5年度の地方財政の課題として、「感染症への対応、持続可能な地域社会の実現等の重要課題への対応」「地方の一般財源総額の確保」「自治体DXの推進と財政マネジメントの強化」の3つを掲げたうえで、地方一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること等を盛り込んでいるが、今後の動向に注視しつつ本町の予算編成に的確に反映していく必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の財政状況について、令和3年度一般会計決算では、実質収支が約2億2千1百万円の黒字となった。財政状況を示す財政健全化指標は、実質公債費比率が6.8%、将来負担比率は基金の貯え等により0%（生じていない）で、指数でみる健全性は堅持できている。しかしながら、歳入に占める町税などの自主財源の割合は19.4%で依然として乏しく、地方交付税や地方債、国県支出金などに依存した財政運営が続いていることに加えて、経常収支比率は89.8%と財政構造の硬直化が続いている。

歳入面では、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の影響、低迷する米価、急速な円安の進行等により町内経済の先行きの不透明さは増大しており、町税収入の大幅な改善は見込めない状況にある。また、収入の約4割を占める地方交付税が令和3年度に増加したことは、あくまでも臨時的なものであり楽観していない。

一方、歳出面については、高水準で推移する社会保障関係経費や移住・定住対策、地域医

療等の確保、老朽化した施設にかかる維持、保全、改修経費など、歳出は依然として増加傾向にあるため、令和5年度以降の財政状況は極めて厳しい状況が続いていくものと思われる。

3. 予算編成について

変化が激しく先行きを見通しにくい社会情勢のなかで、本町が持続可能な発展と成長を続け、各種計画や施策・事業を着実に成果へと繋げていくためには、時代の流れと町内外のニーズを的確に把握し、将来あるべき姿と方向性を見据えて徹底的な事務・事業の見直しと財源確保の工夫が必要になる。人口減少や少子高齢化対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症や原油・物価価格高騰対策などの様々な課題に加え、SDGsや行政DXをはじめとしたデジタル化の推進、脱炭素社会を実現するためのグリーントランスフォーメーション（GX）といった新たな時代の潮流への対応も求められているところである。

国は10月末までに総合経済対策を策定し、今国会に補正予算を計上する予定であるため、情報収集に努めるとともに、前倒しして行うべき喫緊の事業については財源を獲得しつつ、年度内の補正予算計上を行うこととする。

今月末には町長選挙を控えているなかでの予算編成となるが、本町の最上位計画である「第6次総合計画」を柱に、「第2期総合戦略」、「行財政改革実施計画」、「グリーンドリーム計画」、「過疎地域持続的発展計画」、「公共施設等総合管理計画」等各種計画との連動と整合を図り、各事業においてSDGs目標達成に向けた予算編成を行うことを大前提とする。

編成にあたっては、町民の声を聴き、議会からの予算・決算にかかる審査意見さらには監査委員からの監査意見を真摯に受け止め、慎重に検証・検討し、持続発展する町政運営を目指して、職員一人ひとりが経営意識を持ち、たえず職員同士或いは関係機関と連携・協力し、最少のコストで最大の成果を生み出し、町民の暮らしを守りぬくという決意をもって事業構築を行うこと。なお、骨格予算編成ではないことにご留意いただきたい。

4. 予算査定（ヒアリング）について

令和5年度も各課の要求額に上限は設定せず段階的に全事業の査定を実施するが、時間の短縮と効率化のため、説明者の人数制限とポイントを絞ったヒアリングを行うこととする。そのため、要求期限までにすべての要求（財務会計システム入力）を行うとともに、担当者個人ではなく担当課としての方針や事業の目的、内容、将来像、根拠等が説明できる準備をお願いしたい。特に上部査定（総務課長・自立改革本部、町長）の場において事業の内容や目的等を協議する（見解や判断を仰ぐ）ことがないよう、政策的案件や大型事業については、必要に応じて事前に町長への協議を済ませておくこと。新規事業を除き特別な理由なくして実績、実態以上の増額は認められないものとし、段階的に「復活要求を認めないもの」又は「新規或いは増額要求を指示するもの」もあり得ることとする。なお、町長選挙の動向等によりヒアリングの手段（出席者、会場、方法等）については、変更する可能性もあるが、別途連絡することとする。

① 1次査定（総務課職員によるヒアリング（12/12～16））

財務会計システムから出力する「歳入歳出予算要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」「過去の実績資料」等を用いて、主に義務的経費及び経常経費についてヒアリング・査定を行う。また、維持補修費及び投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）については、必要に応じて現地調査（写真・図面等の確認含む）を行う。

② 特別査定（政策体系ヒアリング（12/20～23））

各課からの要求資料（1次査定資料等を含む）を用いて、主に機構体制、政策、「第6次総合計画」「第2期総合戦略」「行財政改革実施計画」「グリーンドリーム計画」「過疎地域持続的発展計画」「公共施設総合管理計画」等各種計画の確認と方針について査定を行う。なお、ヒアリングの手段（出席者、会場、方法等）については、別途連絡することとする。

③ 2次査定（総務課長・自立改革本部ヒアリング（1/5～13））

「当初予算説明附属資料（新規事業含む）」「補助金の適正化判定シート」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に新規事業及び政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、補助及び交付金（行政ポイント含む）、推進（人員）体制等についてヒアリング・査定を行う。

④ 町長査定（町長ヒアリング（1/25～2/3））

「復活要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、新規事業に加えて町長政策肉付け及び特別枠、報酬審査について査定を行う。

5. 予算要求基準について

(1) 歳入

歳入予算については、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政計画の動向に注視するとともに、自主財源の確保及び依存財源的な確かな把握に努めること。なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合は、財政規律の保持の観点から、執行停止などの措置を講じることになるので、確実に財源が確保できるか厳に留意されたい。

① 町税

経済情勢の動向、制度改正等を見極めながら、的確な税収を見積もること。また、引き続き徴収対策取組会議を基軸とした徴税努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、収入の確保に努めること。加えて、長引く新型コロナウイルス感染症や原油・物価価格高騰等の影響による税収を試算し、特に町民の暮らしへの影響がどうあるか状況把握に努め、庁内情報共有と連携を図ること。

② 地方譲与税、地方消費税交付金等及び地方交付税

国・県の予算編成、地方財政計画や地方交付税制度の状況に注視し、関係法令改正の動向等を十分勘案し見積もること。見通しの立ちにくい交付税・交付金等についても十分な試算を行い、庁内情報共有と連携を図ること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、実施規模や受益範囲を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに、確実に見込まれる額を計上すること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

④ 使用料及び手数料

受益者負担の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況も把握の上、現在の単価が行政サービスに見合った料金となっているか再確認し、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響や経済情勢により減免等が必要かどうか検討し要求を行うこと。

⑤ 国・県支出金

事業の緊急性や効果、内容等を精査し、国・県の制度改正や予算編成の動向等を踏まえ、補助対象、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。国の重要施策推進枠（事項要求）等については、特に情報収集に努めること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

⑥ 財産収入

公共施設等総合管理計画等の方針に基づき財産収入を見積もること。また、個別施設計画には反映しないその他の財産についても有効活用を図る観点から、現状を把握し、未利用町有財産の活用策を検討し、売却や貸付による収入を適切に見積もること。

⑦ 諸収入

過去の実績を参考に、毎年度収入が見込まれるものは、確実な額を計上すること。宝くじ交付金、スポーツ振興くじ助成など実績の乏しいものについても積極的に検討すること。

⑧ 町債

町債については、その償還が将来世代の負担になることに留意し、令和4年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して的確に見積もること。予算計上、充当する際は、適債性や充当率、交付税算入率等について、必要に応じて財政担当と協議をすること。なお、過疎対策事業債については、「過疎地域持続的発展計画」と連動した要求を行うこと。

(2) 歳出

国・県等の予算編成及び政策動向に注視しながら、最少のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、事業の効果や町民ニーズを踏まえつつ各事業において十分精査し、客観的かつ効率的な改善に努めること。前年度の要求内容をそのまま使用することなく、過去のデータを細部まで確認し今一度事業内容を精査し、必要額のみを要求すること。併せて隔年等の必要経費について要求漏れのないようにすること。入力にあたっては、[節]－[説明]単位で入力すること。

① 人件費

要求の積算は、各事業における令和4年度9月補正後の予算額を基礎として入力することとし、引き続き各事業において外部委託の検討や働き方改革による事務の効率化・見直しなど、徹底した人件費の抑制に努めること。

② 物件費（※行政DXの検討により、特にコスト削減に努めること）

【報償費】

講演や研修等に係る報償費について謝金に旅費を含めて要求すること。謝金が生じない講師旅費のみの場合も同様とする。

【職員旅費】

県内については、原則公用車を利用することとし、県外については必要最小限の範囲で査定する。宿泊費（1泊につき）・・・県外泊（13,100円） 県内泊（11,800円）

【役務費】

インターネット、サーバー等の使用料等については、役務費（通信運搬費）で要求・予算化しているため、再度徹底すること。

【需用費】

消耗品費、電気料金、上下水道料金、燃料費等は、徹底した節減に取り組むこと。

【食糧費】

原則、認めない。

【郵券料】

各事業過去の実績を踏まえ、明らかに必要といえる額（数字の根拠を必ず入力する）を計上すること。

【電話料】 【コピー機使用料】

削減する工夫をお願いしたい。一括支払いについては、半期に一度は執行状況を確認し執行管理の意識を持つこと。コピー機使用料については、ペーパーレスに努めること。

【委託料】

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託内容と効果を検証・検討し、事務効率化に繋がる要求とすること。ただし、委託料が「安ければ良い」という考えで要求しないこと。

【備品購入費】

購入の必要性を熟考のうえ要求すること。耐用年数を確認し、次回の更新に必要となる経費等、将来負担も考慮したうえで要求すること。

③ 補助費等

補助金については、別紙「補助金の適正化に関するガイドライン」による判定を踏まえた要求とすること。また、令和4年度から本格的にスタートした「行政ポイント」については、十分な効果検証を行い、令和5年度の要求に反映させること。他会計への繰出金については、繰出基準を明確にし、真に必要な金額を見積もること。

④ 普通建設事業費

補助・単独を問わず事業計画の再検討を行い、真に必要な事業のみ要求すること。施設の改修や更新（新規事業含む）については、公共施設総合管理計画個別施設計画の年次計画を前提とするが、事業内容、事業費、費用対効果、実施時期等を整理し特定財源を確保したうえで要求すること。なお、インフラ整備を除く施設の改修や更新（新設含む）のための費用については、個別施設計画に位置付けたとおり、予算上の財政制約ラインを全庁で10億円とする。

⑤ 維持補修費

公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づき維持管理すべき施設について計上すること。なお、緊急性の高いものから優先的に要求することとし、それ以外の施設については年次計画による効率的な修繕を行うこと。原則、見積書や図面、写真等を添付し、修繕の必要性を示すこと。

⑥ 扶助費

関係機関との連絡を密にし、的確な対象人数と要求額の把握に努めること。また、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を抑制すること。

⑦ 町単独事業

一般財源のみの事業については、国・県補助金等の有利な財源を活用することが出来ないか再度検討したうえで、必要に応じた見直しを行い経費節減に努めること。

(3) 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計においても、一般会計予算要求基準に準ずるものとする。

財政健全化法における連結決算を意識し、事業会計の趣旨に則り経営状態について十分な分析、検討、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本に経営の戦略、健全な事業の確立に努めること。

(4) 債務負担行為

過去に債務負担行為議決を得た事業費については、漏れの無いよう要求すること。新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、将来の財政負担に留意すること。